

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月及び57年5月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から50年1月まで
② 昭和57年5月

社会保険庁の記録では、申立期間①及び②については、定額保険料のみ納付したとされているが、間違いなくA市区町村役場窓口等において付加保険料も納付したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえるとともに、特例納付により保険料を納付した昭和36年4月から47年12月までの期間以降は、申立期間①及び②を除きすべて付加保険料を納付している。

また、申立期間①のうち、昭和50年1月については、B社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市区町村からの進達を受けて50年1月に払い出されていることが確認でき、その時点で50年1月分の付加保険料を納付することは可能であることを踏まえると、当該期間については付加保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人は昭和52年11月の厚生年金保険から国民年金への最初の切替手続きの際、当月分から付加保険料を納付していることを踏まえると、当該期間についても、57年5月4日付けで申立人が厚生年金保険の資格喪失した後、速やかに当月内に国民年金加入手続きを行い、57年5月分の付加保険料を納付したものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和48年1月から49年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は50年1月に払い出されて

いることを踏まえると、その時点では、当該期間の付加保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月及び57年5月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から47年3月まで

私の国民年金への加入手続については、昭和40年7月ころに父が行ってくれたはずであり、国民年金保険料についても、家族の分と一緒に自宅に来ていた集金人を通じて1年分を一括納付してくれていたと思う。

また、父が農業者年金に加入した昭和46年ころ、農協職員と私の国民年金加入について何らかのやりとりを行ったことを記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿によると、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和49年7月15日に連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われていたものと推認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料が49年7月に過年度納付されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親の加入手続を行った時期等に係る記憶は曖昧である。

加えて、昭和46年に申立人の国民年金加入について何らかのやりとりを行ったとする農協職員から事情を聴取しても、申立人の国民年金加入時期及び保険料納付に関する供述は得られない。

このほか、申立人の妻も、結婚（昭和44年1月）後の申立期間に係る国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年3月まで

国民年金については、私が10代のころに母が「20歳になったら掛けておいてあげる。」と言ってくれていた。国民年金への加入手続については、父がA市区町村B支所で行ってくれたと思うし、国民年金保険料についても、家族の分と一緒に集金人を通じて納付してくれていたと思う。

また、昭和44年に結婚した後の国民年金保険料については、義父が自宅に来ていた集金人を通じて1年分を一括納付してくれていたと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳管理簿によると、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、結婚後の昭和49年7月15日に連番でC市区町村において払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間として取り扱われていたものと推認できる上、申立人が結婚前に住民登録していたと見られるA市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料が49年7月に過年度納付されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親がA市区町村B支所において国民年金加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない上、同支所においては、国民年金加入手続に係る事務を取り扱っていなかったことも確認できる。

加えて、結婚後に申立人の国民年金に係る住所変更^{あいまい}を行ったとする申立人の義父の手続を行った時期等に係る記憶は曖昧であるとともに、申立人の夫も、結婚（昭和44年1月）後の申立期間に係る国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで

申立期間については、免除申請を行っていたが、できる限り納付した方がよいと考え、年度当初に送付されていた納付書により金融機関を通じて国民年金保険料を納付した。このことは離婚した年度であることもあって鮮明に記憶している。

当時の領収書等は所持していないが、申立期間が免除承認期間のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、年度当初に送付されていた納付書に基づき、金融機関を通じて数回に分けて納付したと主張しているが、平成13年当時であれば、オンラインシステムの導入等により、保険料納付に係る記録が複数回にわたり人為的ミスにより漏れることは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付方法等に係る記憶は不鮮明である上、第三者による保険料納付を裏付ける証言も得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から同年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から同年11月まで

申立期間当時、私は海外にいたため、私が20歳になる昭和63年5月に、母がA市区町村役場において私の国民年金加入手続を行い、以後の申立期間に係る国民年金保険料については付加保険料も納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親は、申立人が20歳になる前に申立人の国民年金及び付加年金制度への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し（国民年金加入手続）及び付加保険料納付の申出は、社会保険庁のオンライン記録から昭和63年12月以降に行われたものと推認されるとともに、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことがうかがわれる事情は見当たらないことから、申立人の国民年金制度への加入手続がなされた時点では申立期間に係る付加保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月17日から39年4月14日まで

私は、結婚前にA社に勤めていたが、社会保険庁の記録には同社の厚生年金保険加入記録が無かったため、改めて期間照会を行ったところ、平成18年に記録が見つかったが、脱退手当金支給済みとなっていた。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも、受領したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月17日に支給されているほか、脱退手当金の支給金額（1万54円）は法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から27年3月31日まで

私は、昭和22年4月1日から27年3月30日まで、A病院の複数の診療科において看護婦として勤務した。

同時期に勤務していた同僚2名には、既に年金が支給されているにもかかわらず、私の申立事業所に係る厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB団体から提出された資料並びに複数の同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出された「A病院誌」に、申立人と同様、看護婦として掲載された者92名のうち78名に申立事業所における厚生年金保険加入記録が確認できないこと並びに複数の同僚の供述及びこれら同僚の年金記録から、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

さらに、申立事業所は、当時の給与台帳等を廃棄している上、複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年以前から43年まで

父（申立人）は、A社B支社で営業員として長く勤務し、昭和29年4月に亡くなった伯父の生命保険についても、父が世話をしていたと聞いている。

父の健康上の理由から、長男の私が代筆し申立てを行うこととしたが、父は申立期間に同社で勤務し厚生年金保険にも加入していたはずである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言等から、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に倒産し、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等を確認できる人事記録等関係資料は得られず、健康上の理由により申立人本人から当時の事情を聴取することができない。

また、社会保険事務所の記録において、申立事業所の厚生年金保険新規適用日は昭和39年4月1日であることから、申立期間のうち同日以前の期間については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、i) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票について、昭和39年4月1日から申立人が次の事業所において厚生年金保険に加入した43年3月1日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無く、ii) 当時、申立事業所の上部機関であったA社C支社に係る厚生年金保険被保険者名簿等についても確認したが、同社の厚生年金保険新規適用日の昭和21年5月1日から39年7月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、当時の複数の同僚は、「営業員は、月の収入（業績）が定まっていないので、厚生年金保険に加入できない人もいた」、「厚生年金保険に加入するか否かについて営業員に対し希望確認があった」と供述するなど、申立事業所では必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和57年10月1日から58年3月1日までの5か月について厚生年金保険を任意継続し、厚生年金を受給するために必要な加入月数計180月を満たしていることが確認できることから、当該時点において社会保険庁では、申立期間は厚生年金保険未加入期間として取り扱われていたことがうかがえるとともに、申立人がその旨を承知した上で厚生年金保険を任意継続した可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から44年1月まで
② 昭和44年2月から51年4月まで

A社は昭和41年8月から勤務していたが、事業主が亡くなったので44年1月ころに退職した。A社に就職する前に勤務していたB社の事業主から好条件で誘われたので就職し、昭和51年4月ころまで勤務した。社会保険には加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社の事業主は既に死亡しており、申立人が記憶している同僚についても、申立人は当該同僚の姓しか記憶しておらず、所在等を確認し供述を得ることはできないことから、当時の状況が不明であることなど、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録において、A社は申立期間及びそれ以外の期間についても、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

2 申立期間②について、社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は申立期間より前の昭和40年6月21日に厚生年金保険の資格を取得し、41年7月20日に資格を喪失していることが確認できるが、申立期間における資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も認められない。

また、申立人が同僚として挙げた3人は、申立人が申立期間より前にB社に勤務していた昭和40年6月から41年7月までの期間については当

該事業所において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できるが、申立期間についてはいずれの者も当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、B社に照会したものの、回答は得られず、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録の確認できる事業主以外の2人のうち、1人は既に死亡しており、他の1人については照会するも回答は無く、当時の状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。